

法律討論会実施要綱

1. 日時

2011 年 12 月 7 日（水）10：30～16：00

白金校舎 3号館 3201 番教室

（各チーム約 10～15 分間の発表の後、討論を行います。参加チーム多数の場合、
時間が変更になる場合もあります。）

2. 発表者の順番の決定

発表者の順番の決定は、抽選により行います。

抽選は、12 月 2 日（金）12：30 より、法律科学研究所（白金校舎本館 8 階）にて
行いますので、代表者はご参集下さい。

3. 申込方法とその期限

下記申込用紙を 11 月 29 日（火）16：30 までに法律科学研究所に提出してくださ
い。

4. レジュメの配布について

A4 サイズ 3 枚以内のレジュメを当日配布資料とすることができます。

レジュメは 12 月 2 日（金）16：30 までに法律科学研究所に提出があったものに限
り、主催者側で印刷します。

5. 参加チーム多数の場合は、個別発表後に第 1 次審査を行い、上位のチームのみ討論に参 加してもらうことがあります。

キリトリ

第 27 回法律討論会参加申込用紙

代表者	学籍番号	ふりがな 氏名
	E-mail	TEL
代表者不在の際に 連絡の取れる学生の 氏名・連絡先 ※	学籍番号	ふりがな 氏名
	E-mail	TEL
参加者氏名 ※	学籍番号	ふりがな 氏名

※ 個人で参加する場合は記入不要

2011 年度 第 27 回 法学部主催法律討論会

「死ぬ権利－尊厳死・積極的安楽死を法的にどう考えるべきか？」

□テーマ

延命医療・生命維持医療技術の発達に伴い、回復の見込みのない患者さんについても、長期間に渡って生命を維持することが可能となっています。しかし、このような状況は、私たちに生と死をめぐる深刻な疑問を投げかけることになりました。たとえば、患者さん本人から、回復の見込みのない以上もう延命治療をしないでくれと言われたら、あるいは、命を長らえているだけでは身体も心も苦しいばかりだから、もう楽にしてくれと言われたら、医師や家族はその意思を尊重すべきでしょうか。さらには、本人の意思を実現するために、自然にまかせる以上の措置をとることは許されるでしょうか。日本は世界的にみても長寿国であり、私たち自身にとってもいずれは必ず身近な問題となるでしょう。私たちは、このような問題を、法的にどのように考えれば良いのでしょうか。

このような、いわゆる尊厳死や安楽死、死ぬ権利などを法的にどのように考えるべきかの問題は、従来から様々な議論されてきています。そもそも、安楽死・尊厳死を自ら選ぶ権利を法的に認めるべきかという問題があります。さらに、もし認めるとしたら、どのような条件の下で、誰に（本人のほか、家族などにも）その権利を認めるとすべきかという問題もあるでしょう。また、安楽死・尊厳死のための措置をとる医師等、それに関わる人々の刑法上の責任をどのように考えるべきかという問題もあります。

憲法上の自己決定権や幸福追求権、刑法、法哲学、さらには法的な議論の前提として関わる道徳・倫理学・社会学など、さまざまな観点からルールのある方について検討することが可能であると思います。また、日本では裁判例も少なく、安楽死等に関する法律もありませんが、諸外国では立法例もあり、それらを参考にしつつ日本におけるルールのあり方を考えるという方法もあるでしょう。皆さんの活発な議論を期待します。

<参考文献>

- ・丸山雅夫「ケーススタディ刑法 安楽死と尊厳死」法学セミナー504号(1996) 92頁
- ・甲斐克則「終末期医療・尊厳死と医師の刑事責任 - 川崎協同病院事件第1審判決に寄せて」ジュリスト1293号(2005年) 89頁
- ・町野朔他編著『安楽死・尊厳死・末期医療(資料・生命倫理と法)』(信山社・1997年)